

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康局
難病対策課
移植医療対策推進室

目 次

1. 臓器移植対策について

- (1) 臓器移植の現状及び広報・普及啓発について 1
- (2) 院内体制整備支援事業について 5
- (3) 臓器提供施設連携体制構築事業について 7

2. 造血幹細胞移植対策について

- (1) 骨髄ドナー登録者増加（特に若年層ドナー）に向けて 9
- (2) 造血幹細胞推進拠点病院の再選定について 19

【参考】

- 令和2年度移植医療対策関係予算（案）の概要 21

1. 臓器移植対策について

(1) 臓器移植の現状及び広報・普及啓発について

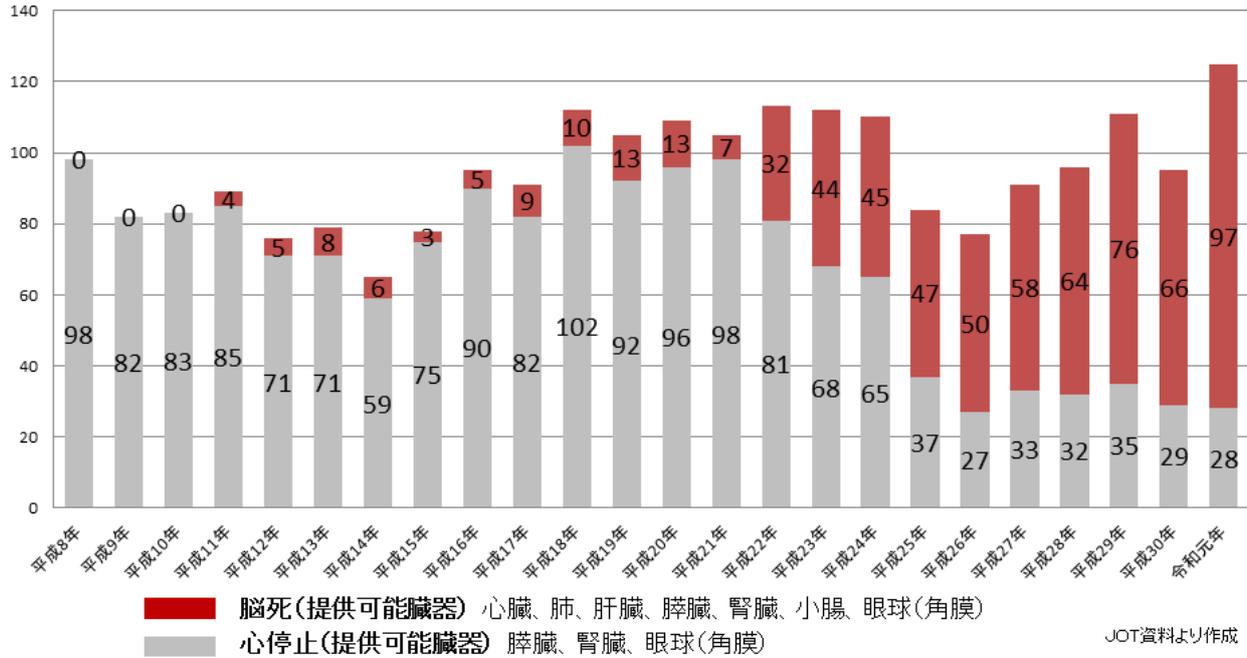
平成9年の臓器移植法施行から増減を繰り返していた脳死下での臓器提供者数も、平成22年の法改正以降は増加傾向にあり、令和元年は年間97例となっている。一方で、令和元年12月末現在の移植希望者は、14,037人となっており、提供数が移植を必要とする者の数より少ない状況である。

なお、脳死下での臓器提供については平成9年の臓器移植法施行から昨年末時点で662例行われている。

上記のような状況であるが、本人の臓器提供の意思を尊重するためには、家族とその意思を共有しておくことが重要であり、これまでの取組に加えて、家族と話し合う機会を増加させることを目的とした普及啓発にも取り組んでいく必要がある。

臓器提供の件数の推移(年別)

平成9年10月(法施行)～令和元年12月31日までの脳死下臓器提供事例・・・ 662例
 平成22年の改正臓器移植法施行後の脳死下臓器提供事例・・・ 576例
 うち ・本人意思が不明で家族同意のみで臓器提供に至った事例・・・ 456例
 ・15歳未満の臓器提供事例・・・ 35例



各都道府県等におかれては、移植医療に関する広報・普及啓発について各種の活動にご尽力いただいているが、引き続き、運転免許証の更新時や管轄下の医療保険者における被保険者証のカード化・被保険者証の更新時、マイナンバーカードの交付等、あらゆる機会をとらえ、関係機関・団体の協力を得ながら、一層のご尽力をお願いしたい。

また、一部の自治体ホームページにおいて臓器移植に関するページを作成し、普及啓発されているところであるが、今後、臓器移植についての知識の向上や臓器提供に関する意思表示を一層普及するため、各都道府県のホームページで必要な情報について掲載していただくよう、御検討をお願いしたい。

そのほか、厚生労働省においては、移植医療に関する認識と理解を深めていただくことを目的として、中学生向けのパンフレットを作成し、全国の中学校へ配布している。これに併せ、（公社）日本臓器移植ネットワーク（以下、「JOT」という）においては、教員向け資料の配付や授業で移植医療を取り上げていただくための教員向けセミナーの開催、移植を受けた方やドナー家族の方などを授業等に派遣し体験談をお話いただくこと等を予定しており、各都道府県等におかれては、教育委員会とも連携して、教育現場で活用できる教材やセミナーの開催についての情報提供や普及啓発への取組をお願いしたい。なお、中学生向けパンフレットを配布する際には、文部科学省初等中等教育局教育課程課に対し、臓器移植に関する普及啓発への一層の理解と協力を依頼する通知を発出するなどの連携を図っている。

臓器提供の意思の記入状況

	有効回答者数	記入している	記入していない	わからない
	人	%	%	%
平成25年8月	1,855	12.6	85.1	2.3
平成29年8月	1,911	12.7	85.2	2.0

(注)内閣府が平成25年8月に行った「移植医療に関する世論調査」(調査対象:全国20歳以上の者3,000人/回収率61.8%)及び平成29年8月に行った「移植医療に関する世論調査」(調査対象:全国18歳以上の者3,000人/回収率63.7%)における「あなたは、臓器を提供する・しないといった意思を、いずれかの方法で記入していますか、それとも記入していませんか。」という質問に対する回答を集計したものである。

(臓器提供に関する意思を記入していない主な理由)

理由	平成25年8月	平成29年8月
自分の意思が決まらないからあるいは後で記入しようと思っていたから	27.4%	25.4%
臓器提供や臓器移植に抵抗感があるから	17.6%	19.9%
臓器提供には関心がないから	15.7%	17.0%
臓器提供やその意思表示についてよく知らないからあるいは記入の仕方がよくわからないから	12.5%	12.1%
臓器提供するかどうかは家族に任せたいから	8.9%	11.2%
臓器提供や臓器移植には肯定的だが意思表示はしたくないから	8.2%	9.2%

国民への普及・啓発

(1) 年間を通じた取組

臓器提供の意思表示について考えるきっかけとして、次のような取組を実施。

- 中学生向けの啓発のためのパンフレットの作成、中学校への配布
- 免許センターでの意思表示に関する動画の上映、リーフレットの配布



リーフレット



中学生向けパンフレット

(2) 臓器移植普及推進月間(毎年10月)の取組

※ 下記は、令和元年の日程、イベント内容等

○「グリーンリボンキャンペーン」の実施

- ・東京メトロの協力による地下鉄駅構内のポスター掲示
(令和元年10月11日～10月17日)



全国27都道府県で開催

○イベントの開催

- ・第21回臓器移植推進国民大会: 令和元年10月19日青森県
主催: 厚生労働省、日本臓器移植ネットワーク他



(2) 院内体制整備支援事業について

平成 23 年度から JOT の補助事業として、臓器提供に係る医療施設の体制整備を目的とした院内体制整備支援事業を実施しており、平成 28 年度に施設の現状に合わせた支援を受けられるよう事業内容を改正してから、参加する施設が大きく増加している。臓器提供の意思表示が尊重されるためには、臓器提供に係る医療施設の体制整備が不可欠であることから、各都道府県におかれては、管内の医療施設に対し、本事業について有効に活用していただくよう働きかけていただくとともに、地域における臓器移植に関するあっせん体制の整備にご協力をお願いしたい。

院内体制整備支援事業

令和2年度予算案
84百万円(84百万円)

事業の種類	Aプラン	Bプラン	Cプラン
対象施設	脳死判定 全くなし	脳死判定の準備が整っている一部に不足有り	心停止・脳死下臓器提供の経験有り
R1年度実施施設数	5施設	57施設	51施設
事業完了時目標	選択肢呈示・意思表示確認ができる体制	申し出があった時に臓器提供可能な体制	常に選択肢呈示、臓器提供可能な状態を維持

事業内容

院内各種委員会の設置指導、マニュアル整備、外部講師の紹介、検査シミュレーション、研修会の開催

実施施設数

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
16	17	66	85	89	113



JOTコーディネーター、都道府県コーディネーターが支援

(3) 臓器提供施設連携体制構築事業について

臓器提供件数は、施設間で大きな差があり、臓器提供の経験が少ない施設においては、脳死判定やドナー評価・管理等の経験が少ないことによるスタッフの不安や、院内体制が整っていないという状況が存在している。

このため、令和元年度から JOT の補助事業として臓器提供施設連携体制構築事業を展開し、臓器提供事例が多い施設から拠点施設を選定し、臓器提供事例の経験が少ない施設等をグループ化した上で、以下の取組を実施することにより、臓器提供時の地域における連携体制の構築を図っているところである。

各都道府県におかれては、管内の医療施設に対して、本事業について有効に活用していただくよう働きかけていただくとともに、地域における臓器移植に関するあっせん体制の整備にご協力をお願いしたい。

(事業内容)

① 臓器提供に関する地域における教育体制の構築

- ・ 拠点施設は、各連携施設における臓器提供に係る院内体制を整備するための助言を行う。具体的には3か月に1回、連携施設の全施設が参加するカンファレンスを開催し、事例を示しながら、臓器提供に至るまでの各手順を確認し、各施設における課題の抽出を行う。

また、研修やカンファレンスにおいて、拠点病院は医師、看護師、検査技師、コーディネーター等の各職種への技術的助言を行い、臓器提供に関わる連携施設職員の育成を行う。

② 臓器提供事例発生時の連携施設への支援体制の構築

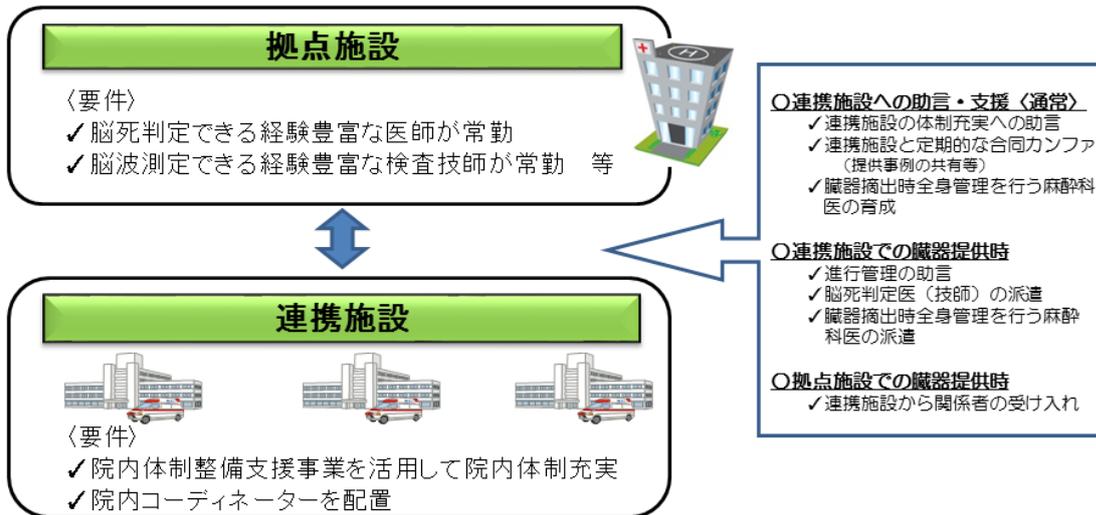
- ・ 連携施設において臓器提供が検討される事例が発生した場合、医学的観点から事務手続きに至るまで、全ての過程において、連携施設からの相談を受け技術的助言を行う。

臓器提供施設の連携体制の構築

令和2年度予算案
50百万円(50百万円)

現状

- 臓器提供に必要な「院内体制が整っている施設」は増えているものの、臓器提供の経験事例数は施設間で偏在しており、臓器提供数が大きく伸びない原因の一つとなっている。
(臓器提供を経験した施設(約200施設)のうち、複数事例を経験している施設は半分程度)
- 本年度より臓器提供事例数が多い施設(拠点病院)から少ない施設等(連携施設)に対し、人員配置やマニュアル作成のノウハウを助言するとともに、臓器提供事例発生時に医師や検査技師が応援に駆けつける等の支援を行い、地域における臓器提供体制の構築を図るための事業を実施。



2. 造血幹細胞移植対策について

(1) 骨髄ドナー登録者増加（特に若年層ドナー）に向けて

造血幹細胞移植の主な課題は、骨髄などの善意のドナーの継続的な協力の確保である。

各都道府県等にご協力いただいたこともあり、平成 30 年度のドナー新規登録者数は約 4 万 9 千人で、前年度より約 1 万 4 千人増となり、現在、約 51 万人の方々に骨髄ドナー登録をいただいている。

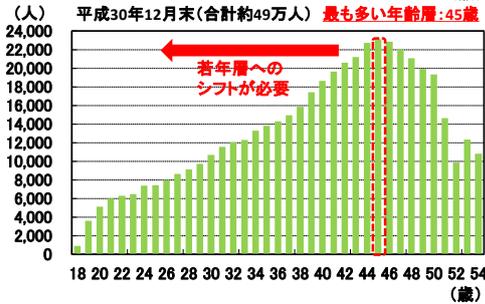
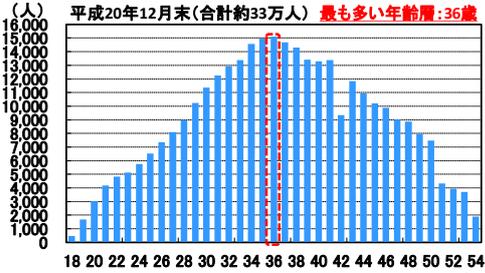
一方で、現在の登録者のうち、最も多い年齢層は 45 歳の方であり、10 年前と比べドナーの高齢化が進んでいる状況と認識しており、高齢ドナーは健康理由等によりコーディネーターリタイアとなる割合が高い傾向にある。また、骨髄等のドナーとなることができる（骨髄等の提供ができる）年齢は 55 歳以下となっているため、今後、ドナー数の減少が危惧され、コーディネーターへの影響が懸念されている。骨髄等移植における安定したドナー確保の観点から、若年層に対して働きかけを進めることが極めて重要であると考えている。

骨髓バンクドナー登録者数の推移

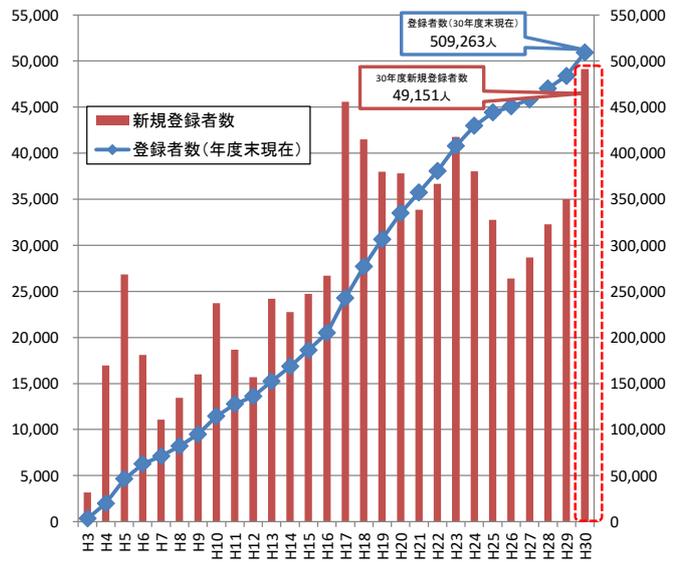
○骨髓移植(末梢血幹細胞移植)のドナー登録者は増加しているが、年齢層をみると、高齢化の傾向が見られる。

⇒ 今後は、実際にドナーとなりうる可能性が高い若年層に対して働きかけを進めることが重要。

年齢別ドナー登録者数の推移

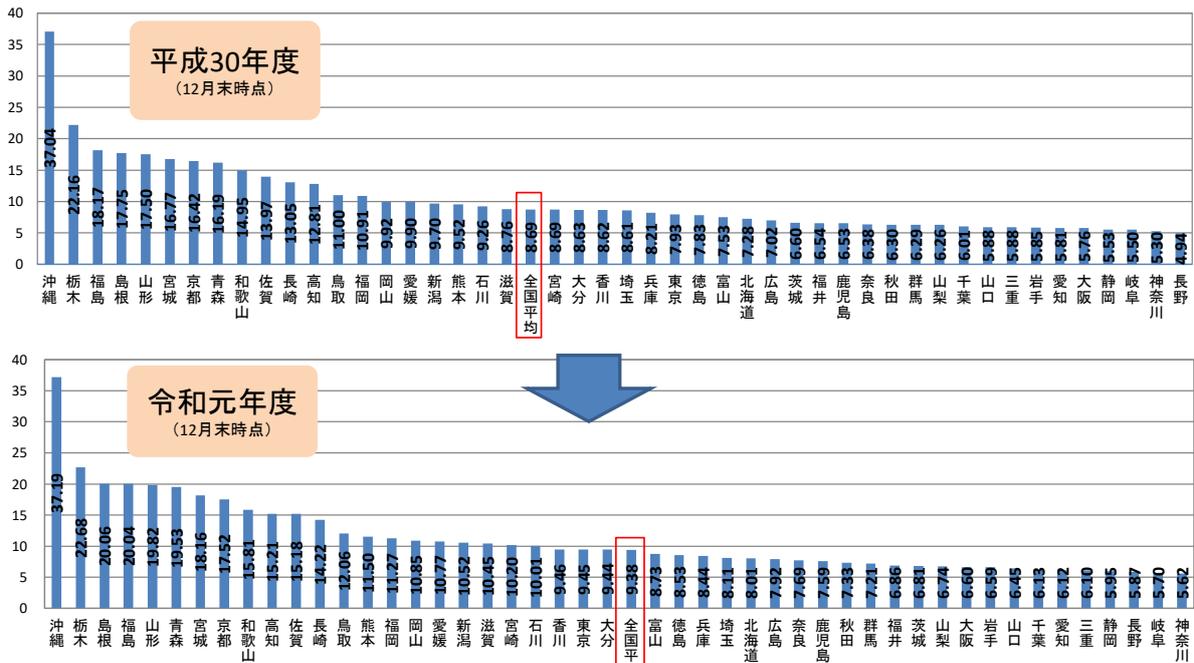


骨髓バンクドナー登録者の推移



都道府県別対象人口1,000人あたりにおけるドナー登録者数～昨年度との比較～

全国平均値は平成30年度を上回っているが、依然として、各都道府県においてばらつきがある。引き続き積極的なドナー登録の推進をお願いしたい。



※参考: 日本骨髓バンク資料より

各都道府県等におかれては、これまで、保健所等を通じた骨髄ドナーの登録、骨髄バンク推進月間を中心とした普及啓発活動等にご協力いただいているところ。

現在、地域における骨髄バンク事業の推進等を目的とした会議体として、公益財団法人日本骨髄バンクから各都道府県に対し、「骨髄バンク推進連絡協議会」の設置をお願いしており、さらに、移植医療対策推進室からも令和2年1月21日付で室長通知を各都道府県等に対し発出し、協議会設置等の協力を依頼したところ。協議会を設置している道府県においては、関係者の相互理解が図られ、ドナー登録会の円滑な開催を行うことができおり、その結果、新規ドナー登録者数も増加傾向にあることから、引き続き協議会の設置及び定期的な開催にご理解いただきたい。

「骨髄バンク推進連絡協議会」の設置

- 地域における骨髄バンク事業の推進等を目的とした会議体として、日本骨髄バンクから各都道府県に対し「骨髄バンク推進連絡協議会」の設置をお願いしているところ。

(参考) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本的な方針（平成26年厚生労働省告示第七号）

第四 その他移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し必要な事項

一 関係者の連携

国、地方公共団体、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者、臍帯血供給事業者、造血幹細胞提供支援機関及び医療関係者は、場合に依りてボランティア等の協力も得つつ、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、相互に連携を図りながら協力する。

- 骨髄バンク推進連絡協議会を設置しており、かつ1年以内に会議を実施した都道府県は、全国で31道府県（平成30年度末現在）。
- 設置している道府県においては、関係者の相互理解が図られ、ドナー登録会の円滑な開催を行うことが出来ており、その結果、新規ドナー登録者数も増加傾向にある。
- 各都道府県等においては、引き続き、協議会の設置及び定期的な開催にご理解いただき、効果的な普及啓発や積極的な骨髄等提供希望者の募集及び登録の推進をお願いしたい。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
都道府県におけるドナー登録会の平均実施回数	設置済	92.2 回	109.5 回	127.7 回
	未設置	93.9 回	97.1 回	84.8 回
都道府県における人口1,000人あたりの新規ドナー登録者数の中央値	設置済	0.68 人	0.76 人	1.00 人
	未設置	0.57 人	0.53 人	0.89 人
設置済の都道府県数（各年度末時点）		29	29	31

「骨髄バンク推進連絡協議会」の設置状況（平成30年度末現在）

公益財団法人日本骨髄バンク調べ

都道府県	設置状況(※) 「○」…設置済み 「-」…未設置	都道府県	設置状況(※) 「○」…設置済み 「-」…未設置
北海道	○	滋賀県	○
青森県	-	京都府	○
秋田県	-	大阪府	○
岩手県	-	兵庫県	○
宮城県	-	奈良県	○
山形県	○	和歌山県	○
福島県	-	鳥取県	○
茨城県	○	島根県	○
栃木県	○	岡山県	○
群馬県	-	広島県	○
埼玉県	○	山口県	○
千葉県	○	徳島県	○
東京都	-	香川県	○
神奈川県	○	愛媛県	○
新潟県	○	高知県	○
山梨県	-	福岡県	-
長野県	○	佐賀県	-
富山県	○	長崎県	-
石川県	○	熊本県	-
福井県	-	大分県	-
岐阜県	-	宮崎県	○
静岡県	○	鹿児島県	○
愛知県	○	沖縄県	-
三重県	○		

(※)都道府県が主体となり設置しているものに限る。

健移発0121第1号
令和2年1月21日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室長
（公印省略）

都道府県等における骨髄バンク推進連絡協議会の設置等について（依頼）

骨髄バンク事業の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

非血縁者間の造血幹細胞の提供につきましては、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」（平成24年法律第90号）及び「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本的な方針」（平成26年厚生労働省告示第7号。以下「基本方針」という。）に基づいて実施されているところです。

基本方針第四の一「関係者の連携」においては、「国、地方公共団体、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者、臍帯血供給事業者、造血幹細胞提供支援機関及び医療関係者は、場合に応じてボランティア等の協力も得つつ、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、相互に連携を図りながら協力する」とされています（別添参照）。

これを踏まえ、公益財団法人日本骨髄バンクにおいては、各地方公共団体における骨髄バンク推進連絡協議会（以下「協議会」という。）の設置を推進している他、一部の地方公共団体においては、協議会を設置し定期的を開催することで、各地域における造血幹細胞移植の関係者間において円滑な意思疎通を図るとともに骨髄等移植に必要なドナー登録会を積極的に開催いただいているところ、全体としてドナー登録者数の増加が認められております。令和元年11月に開催した第58回厚生科学審議会疾病対策部会造血幹細胞移植委員会においても、協議会の設置を更に推進することについて、積極的な意見をいただいたところです。

つきましては、各地方公共団体におかれては、その趣旨を踏まえ、引き続き、協議会の設置及び定期的な開催について御理解いただき、骨髄バンク事業の更なる推進について、引き続きの御配慮をお願いします。

また、次ページ以降に骨髄バンク推進月間における各自治体の取組事例をまとめたので参考にさせていただき、より効果的、かつ若年層確保を視野に入れた普及啓発や骨髄ドナー募集への取組をお願いしたい。

なお、都道府県に対しては「骨髄提供者登録受付業務費」として保健所でのドナー登録に必要な費用を交付税措置しており、ぜひ積極的な活動をお願いしたい。

骨髄バンク推進月間における取組事例

1. テレビ・ラジオ・広報誌等による広報

テレビ・ラジオ・広報誌・HPの他に、庁舎に設置された電光掲示板、メールマガジン、各自治体のツイッターやフェイスブック等のSNSの利用も多い

愛媛県 (HP掲載)



島根県 (広報)



2. ポスター・パンフレット等の配布先

【主な配布・掲載先】

- 市役所や保健所等の庁舎、図書館等の保有施設
- 高校、専門学校、大学等の教育機関
- 関係団体(医師会、交通安全協会、青年会議所、商工会議所 等)
- 医療機関、交通機関、金融機関、報道機関
- スーパー、コンビニエンスストア等の協力企業・店舗
- 成人式等のイベント会場、ドナー登録会、街頭活動 等

【その他グッズ】

- ティッシュ、絆創膏、胸章、マスクケース、メモ帳、クリアファイル
- ボールペン、カイロ、水切りネット

3. シンポジウム等

- 一般市民向け又は関係機関等向けの講座や講演会の開催(複数自治体)
- ドナー登録説明員の募集(複数自治体)
- 街頭キャンペーン、パネル展等の実施(複数自治体)
- 地元をホームとしたサッカークラブ協力のもと、試合会場での広報(長野県、京都府)
- 自治体作成の啓発動画広告の、映画館、タクシー、動画サイトでの放映(名古屋市)

香川県骨髄等移植普及啓発講演会 プログラム

骨髄移植に対する理解を深め、
命の大切さについて一緒に考えてみましょう

日時：令和元年11月7日(木) 14時5分～14時55分
場所：尺取学園高等学校 体育館
講師：堀 昌太郎 氏(高松市)
※講師のプロフィールは裏面参照

<スケジュール>
開会挨拶 14時5分～
講演 14時10分～
質疑応答 14時45分～
閉会 14時55分

<配布物>
・チャンスドナー登録のしおり
・普及啓発グッズ
・アンケート

☆骨髄移植、骨髄バンク事業とは
骨髄移植は、白血病などの血液がんの治療として有効な治療です。正常な血液が作られなくなった場合に、患者の骨髄を健康な人(ドナー)から提供された骨髄に置きかえて病気を根本的に治そうとするものです。日本では毎年2,000人以上の方が骨髄移植を必要としています。
また、骨髄バンク事業は、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の促進に関する法律」(平成24年法律第90号)に基づく骨髄・末梢血幹細胞提供料請求事業として、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、日本赤十字社と協働事業などの協力により行われている公益事業です。

主催：香川県

いのちをつなぐ
「家族に伝えよう 意思表明」

**臓器移植・角膜移植・骨髄移植
を考える県民のつどい**

令和元年
10月14日(月・祝)
13:30～16:00
福井県立図書館多目的ホール
(福井市下町5-1-11 TEL:0776-33-8860)

※主催：公益財団法人日本骨髄バンク、公益財団法人日本角膜移植センター、公益財団法人日本移植コーディネーター協会、公益財団法人日本移植コーディネーター協会、公益財団法人日本移植コーディネーター協会、公益財団法人日本移植コーディネーター協会、公益財団法人日本移植コーディネーター協会

※協賛：公益財団法人日本骨髄バンク、公益財団法人日本角膜移植センター、公益財団法人日本移植コーディネーター協会、公益財団法人日本移植コーディネーター協会、公益財団法人日本移植コーディネーター協会、公益財団法人日本移植コーディネーター協会

※後援：公益財団法人日本骨髄バンク、公益財団法人日本角膜移植センター、公益財団法人日本移植コーディネーター協会、公益財団法人日本移植コーディネーター協会、公益財団法人日本移植コーディネーター協会、公益財団法人日本移植コーディネーター協会

お問い合わせ：福井県健康増進部内臓器移植課 ☎ 0776-20-0350 (公財)福井県臓器移植推進財団 ☎ 0776-61-3773

骨髄バンクボランティア 参加者募集

「骨髄ドナー登録説明員養成講座」

白血病、悪性リンパ腫などの血液のがんの中には、造血幹細胞移植のみ、治療が確かな治療法もありません。造血幹細胞を提供するドナーになっていただく方には、様々な条件があり、骨髄や末梢血幹細胞提供についての説明、お話し合いが必要となります。一定の条件を満たした説明員による説明が必要で、そこで、説明員養成のため、本講座を開催するのです。

日時：令和元年10月5日(土) 14:00～16:30
場所：沖縄県赤十字血液センター3 階会議室(那覇市与儀1-4-1)
定員：15名以内 **参加費無料**

内容：①座学・ロールプレイング
②実地研修(約半日、希望を聴いて後日、研修日を個別に指定します)

対象：沖縄県内に在住する18歳以上の方で、養成講座及び実地研修に参加できる方
申込：下記まで電話、FAX、メールにて
沖縄県 保健医療部 地域保健課 疾病対策課
電話：098-866-2215 FAX：098-866-2241 mail：aa00070@pref.okinawa.jp
締切：10/5(土)当日直接参加会場申込可
主催：沖縄県 共催：沖縄県骨髄バンクを支援する会

説明員の活動
※県内各地の献血会場で、ドナー登録希望者に対して、登録概要の説明を行う。
※活動場所・時間については、沖縄県骨髄バンクを支援する会から連絡いたします。
※認定された説明員としての活動には、日本骨髄バンクより活動費(1日2千円)・交通費(バス費)が支払われます。

申込書

お名前： 氏名： 生年月日： 年 月 日 () 歳
住所： 住所： 携帯：
E-mail： E-mail： 携帯：
※FAXの方は、申込書に必要事項を記入の上、この封筒に送付してください。

骨髄バンクのデータ・登録会・講演会・広報資料に関するお問い合わせ

- **骨髄バンクに関するデータがほしい**
 - ・ドナー支援制度(ドナー助成金制度やドナー特別休暇など)を検討するにあたって、提供者数等のデータがほしい
 - ・資料やチラシ・リーフレットを作成するのでデータが必要
- **ドナー登録会を開催したい**
 - ・ドナー登録会開催方法について知りたい
 - ・説明員の養成研修会を開きたい
 - ・パンフレットやポスター等の広報資料がほしい
- **講演会やイベントを開きたい**
 - ・移植経験者や提供ドナーさんを紹介してほしい
 - ・広報資料(パネルや横断幕、ノボリ等)を借りたい



日本骨髄バンク 広報渉外部
TEL: 03-5280-1789



▲パンフレット「チャンス」 ▲リーフレット「ギフトオブライフ」

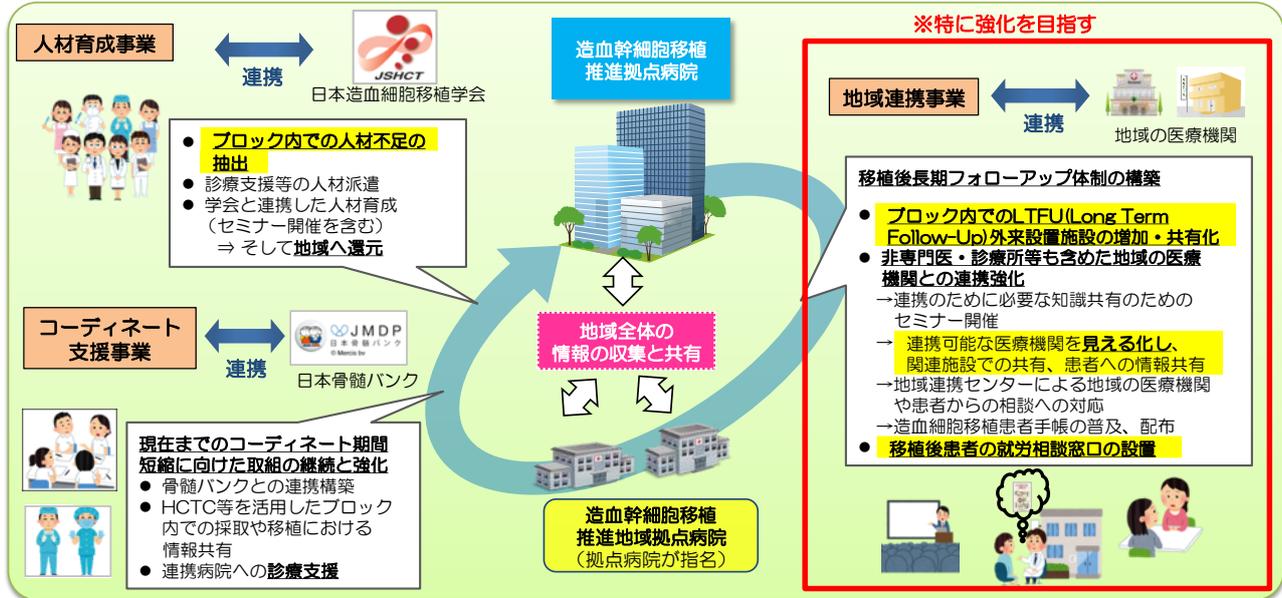
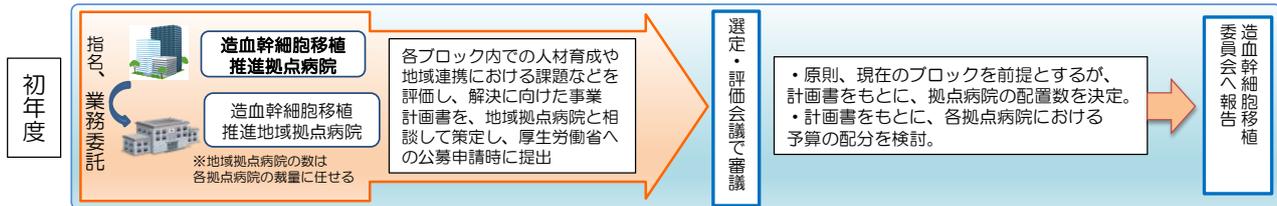
-参考- 「骨髄バンク普及啓発資料一覧」 https://www.jmdp.or.jp/volunteer/goods_list/

(2) 造血幹細胞移植推進拠点病院の再選定について

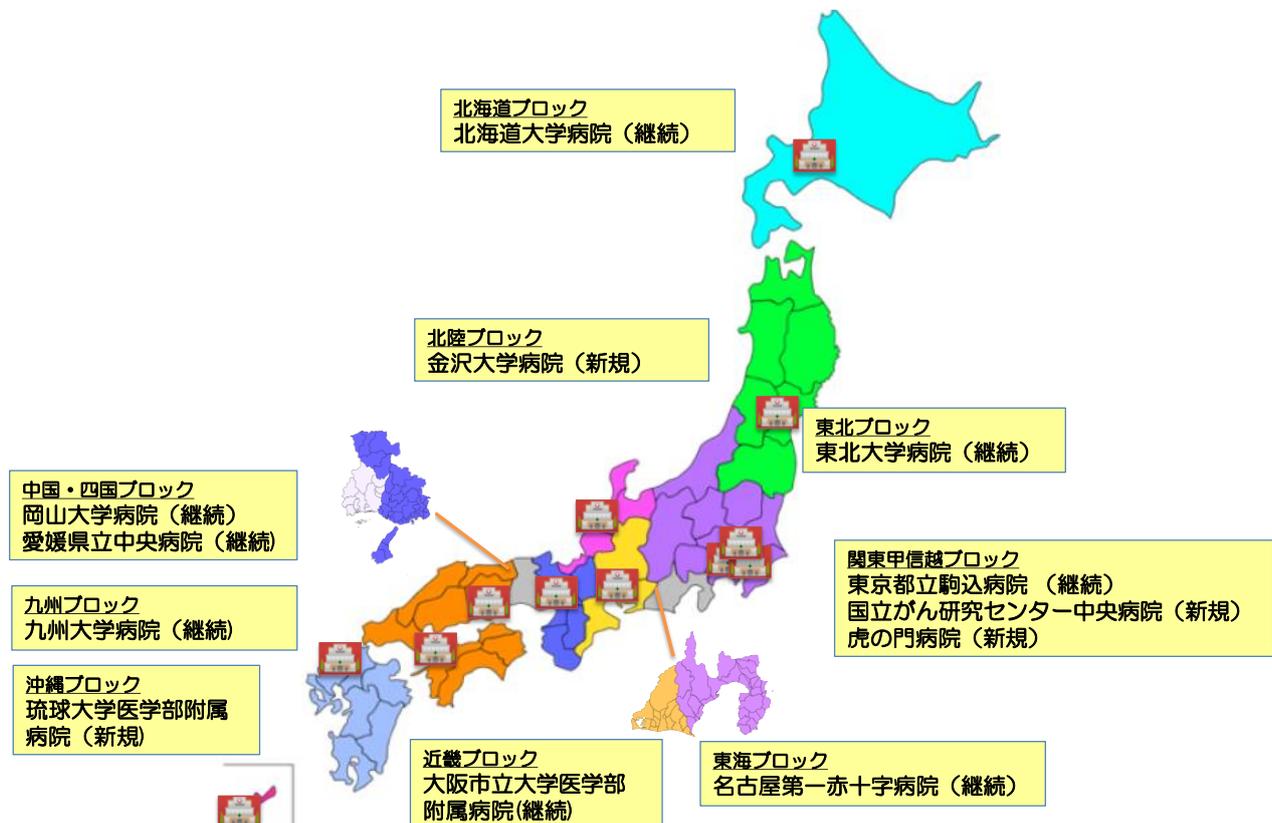
本事業は、造血幹細胞移植を受けようとする患者が、どの地域の病院においても、疾病の種類や治療ステージに応じた最適な造血幹細胞移植を受けることができ、さらに造血幹細胞移植を受けた患者が、どの地域に居住していても、質の保たれた生活を送り、長期のフォローアップを受けることができる医療提供体制を構築することを目的としている。

実施主体として、平成25年度から27年度にかけて8ブロック9拠点病院を選定し、事業を実施してきたところであるが、今般、厚生科学審議会疾病対策部会造血幹細胞移植委員会において、事業内容の見直しを行う必要があるとの御意見をいただいたことを踏まえ、新たな基準に基づき、事業を実施する医療機関の公募・拠点病院の再選定を行い、令和2年度から9ブロック12拠点病院にて新たに事業を行うこととしている。また、地域の病院間の連携を強化し、各地域の実情に応じた移植医療提供体制の構築を図ることを目的とし、拠点病院の指名による造血幹細胞移植推進地域拠点病院を概ね各都道府県に1施設程度設置することとしている。

令和2年度からの拠点病院事業の具体的な取組



令和2年度からの造血幹細胞移植推進拠点病院の体制について



令和2年度移植医療対策関係予算（案）の概要

＜令和元年度予算額＞	→	＜令和2年度予算（案）＞	（対前年度比）
35.3億円		33.5億円	95.0%
(30.4億円※)		33.5億円	(110.3%)

※令和元年度終了予定の造血幹細胞移植関連情報システム構築経費を除いた額

＜注＞他局課計上分を含む

造血幹細胞移植対策の推進

24.3億円（26.6億円）

- 患者の疾病の種類や病状に応じて、3種類の移植術（骨髄移植・末梢血幹細胞移植・臍帯血移植）から適切な移植術を選択し実施できる医療体制の整備により治療成績の向上を図るとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤（バンク）の安定的な運営を支援する。

増 骨髄移植対策事業費（骨髄バンク運営費）

499百万円（462百万円）

骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者（骨髄バンク）の安定的な運営を引き続き支援するとともに、ドナーとして選定することができない住所不明者に対する、携帯電話番号を用いたショートメッセージサービスによる住所変更手続を促す体制の整備と、職場や家庭等の理解が得られないことなどの理由でコーディネートを中止するドナーが多く存在していることから、職場や家庭等における骨髄提供の理解を促進するための普及啓発の強化を図る。

また、骨髄バンクドナー登録者の高齢化が進んでいることから、ドナー登録期間が比較的長く、また、ドナーになりうる可能性が実際に高い若年層をターゲットとしたドナー確保対策を引き続き実施する。

造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業

77百万円（76百万円）

患者の治療内容やドナーの健康情報等を収集・分析し、プライバシーに十分配慮した上で、医療機関・研究者等に提供することで、治療成績や安全性の向上につなげていくためのデータ処理・解析体制の充実を図る。

臍帯血移植対策事業費（臍帯血バンク運営費）

619百万円（612百万円）

臍帯血供給事業者（臍帯血バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。

増 骨髄データバンク登録費

635百万円（570百万円）

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA（白血球の型）の検査及びデータ登録等に要する経費について、ドナー新規登録者数の増加を見据えた登録体制の強化を図る。

増 造血幹細胞移植医療体制整備事業

400百万円（256百万円）

移植後患者の生存率が向上するなど、造血幹細胞移植医療を取り巻く状況が変化してきている中で、移植後も生活の質を保ち、地域で安心して暮らしを続けていけるよう、造血幹細胞移植推進拠点病院における就労相談等の社会復帰体制の整備や、地域の医療機関においても移植後患者のフォローアップを行うことができるよう、医療従事者が行う指導體制等の整備を図る。

減 造血幹細胞提供支援機関業務経費

192百万円（680百万円）

※造血幹細胞移植関連情報システム構築経費の減
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん機関及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関（日本赤十字社）の安定的な運営を引き続き支援する。

臓器移植対策の推進

7. 7億円（7. 5億円）

- 適正で円滑な臓器移植の実施を推進するため、ドナー家族支援の充実や臓器提供施設の連携構築などのあっせん体制整備に取り組むとともに、臓器提供に関する意思表示を促進するための普及啓発の取組を行う。

臓器移植対策事業費（日本臓器移植ネットワーク運営費）

748百万円（721百万円）

公平かつ適正なあっせんを行うため、臓器のあっせん業務を行う際の中心的役割を果たす臓器移植コーディネーターの確保とともに、資質の向上のための研修の実施、地域におけるあっせん体制の整備など、臓器移植ネットワークの体制整備を図る。

- ・**新** あっせん業務体制の充実

9百万円

質の高いあっせん業務を行うため、コーディネート業務を補助する人材を確保し、あっせん業務体制の強化を図る。

- ・**新** ドナー家族支援体制の充実

3百万円

ドナー家族への支援には家族ケアに関する専門的知識が必要であること、また、近年、小児の提供事例数が増加していることを踏まえ、臓器移植コーディネーターや臓器提供を行う医療機関の医療関係者に対する研修においてドナー家族ケアへの対応を充実するとともに、日本臓器移植ネットワークに専門の委員会を設置し、支援のあり方や課題等を議論することで更なる支援体制の確保を図る。

- ・ 臓器提供施設の連携体制の構築

50百万円（50百万円）

臓器提供事例が多い医療機関から少ない医療機関等に対し、人員配置やマニュアル作成のノウハウを助言するとともに、臓器提供事例発生時に医師や検査技師が応援に駆けつける等の支援を引き続き行うことで、地域における臓器提供体制の構築を図る。

普及啓発事業費

25百万円（25百万円）

臓器提供に係る意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費を確保すること等により、国民の移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発を図る。

移植医療研究の推進

1. 5億円（1. 2億円）

- 臓器移植・組織移植・造血幹細胞移植のそれぞれについて、社会的基盤に関する研究及び成績向上に関する研究を推進する。

※厚生労働科学研究費、保健衛生医療調査等推進事業費（大臣官房厚生科学課計上分）

【ご質問等の問い合わせ先】

厚生労働省移植医療対策推進室 中山、長谷川

電話番号：03-3595-2256